

# 軽自動車税種別割 税額表

## ① 原動機付自転車、オートバイ、トラクターなど

車種区分		税額
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超～90cc以下	2,000円
	90cc超～125cc以下	2,400円
ミニカー		3,700円
二輪の軽自動車 125cc超250cc以下		3,600円
二輪の小型自動車 250cc超		6,000円
小型特殊	農耕作業用（トラクター等）	2,000円
	その他（タイヤショベル等）	5,900円
ポートトレーラー		3,600円



## ② 軽四輪車等（三輪以上の軽自動車）

○軽四輪車等は、年式(初度検査年月)や燃料の種類(内燃機関の燃料)、燃費の良さ(燃費基準の達成状況)に応じて税額が変わります。

なお、初度検査年月や内燃機関の燃料、燃費基準の達成状況は、車検証に記載されています。

○グリーン化特例が受けられるのは、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに製造された新車だけです。

車種区分			税額（年）					
			グリーン化特例に該当しない車両			グリーン化特例に該当する車両		
			(1)経年重課対象車	(2)旧税額	(3)新税率	(4)75%軽減	(5)50%軽減	(6)25%軽減
三輪			4,600円	3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上	乗用	自家用	12,900円	7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	8,200円	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	6,000円	4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	4,500円	3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円

区分	説明
(1)経年重課対象車	賦課期日(毎年4月1日)現在に、新車新規登録から13年を超える車(※)ただし、①動力源または内燃機関の燃料が「電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用」の軽自動車または、②被けん引車の場合は、(2)の税額が適用されます。
(2)旧税額	車検証の「初度検査年月」が平成27年3月以前の車(平成27年3月31日以前に新車新規登録済みの車)
(3)新税率	車検証の「初度検査年月」が平成27年4月以後の車(平成27年4月1日以降に新車新規登録済みの車)
(4)75%軽減	電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス規制Nox10%以上低減)又は平成30年排出ガス規制適合
(5)50%軽減	乗用: (平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+30%達成車又は平成30年排出ガス規制50%低減達成) 貨物: (平成27年度燃費基準+35%達成車)
(6)25%軽減	乗用: (平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+10%達成車又は平成30年排出ガス規制50%低減達成) 貨物: (平成27年度燃費基準+15%達成車)